

平成21年11月16日

意見書

永住外国人への地方参政権付与法案について、下記のように意見を申し上げます。

日本国憲法第15条において「参政権・被参政権は国民固有の権利である」と定められていることは、先生もよくご存知でいらっしゃる筈です。それなのに去る11月06日、報道にて「永住外国人への地方参政権付与法案を議員立法で提出へ」と出たことは、大変な驚きでありました。先生が推進しようとしておられる「永住外国人への地方参政権付与法案」及び「外国人住民基本法案」が、明らかに憲法第15条に抵触していると感じたからです。

本年08月、産経新聞社が永住外国人への地方参政権付与についてのアンケートを行っております。下記のアンケート結果からお分かりいただけるとおり、国民の多数が「永住外国人への地方参政権付与」に反対しています。

【テーマ：「永住外国人への地方参政権付与」について】

<http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/090827/plc0908271948002-n1.htm>

- (1) 永住外国人へ地方参政権付与を容認すべきか
YES→5%、NO→95%
- (2) むしろ帰化の条件を緩和すべきか
YES→11%、NO→89%
- (3) 容認すれば、国益が損なわれると思うか
YES→94%、NO→6%

※アンケートには1万8455人（男性1万3878人、女性4577人）が回答。
「付与に反対」「容認すれば国益が損なわれる」と回答した者がともに9割超、
「帰化条件を緩和すべき」という者は約1割に止まった。

また、「外国人住民基本法案」について条文を読み進めると「合法・非合法を問わず日本国に3年以上滞在している外国人に日本国籍保有者と同じ権利を与える」と読める表記がなされており、これはややもすると日本国内において日本人より外国人の権利が優先されることも起こりかねず、これらの法案は日本国民として到底承伏出来るものではないと感じます。

国会議員とは日本国民の為に行動するのが本筋ではありませんか。先生には、これらの法案を強引に押し進めることをせず、慎重に議論を重ねていただき、且つ、この法案についての周知・認知の措置を国民に広く行った上で「国民投票」を行なっていただきたいと強く望んでおります。

先生におかれましては、
国会にて民意に違わぬご活躍をして下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。